

令和元年第1回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和元年11月27日(水)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和元年12月23日(月) 9時01分宣告
4. 閉会(閉議) 令和元年12月23日(月) 10時08分宣告
5. 出席議員
1番 金 崎 朝 香 6番 村 上 三三郎 11番 吉 田 雅 紀
2番 美 濃 芳 樹 7番 小 島 正 春 12番 田 中 明 美
3番 菊 地 政 文 8番 遠 藤 義 光 13番 松 新 俊 典
4番 石 橋 雄 一 9番 石 田 茂 春 14番 平 田 文 夫
5番 萬 康 10番 古 濱 正 之
6. 欠席議員
なし
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名
広域連合長 池 田 高世偉 事 務 局 長 野 津 信 吾
副広域連合長 大 江 和 彦 介 護 保 険 課 長 藤 野 則 子
同 濱 田 明 博(代) 隠岐島前病院財務係長 中 尾 清 司
同 平 木 伴 佳 隠岐病院副院長 齊 藤 英 典
同 高 宮 克 彦 同 総務課長 齋 賀 光 成
同 川 崎 康 久 同 医事課長 山 崎 章
消 防 長 久 永 吉 人
同 総務課長 田中井 和 幸
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 福 島 康 利 書 記 高 井 美 雪
9. 会議録署名議員
8番 遠 藤 義 光 9番 石 田 茂 春
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
(1) 広域連合長提出議案の題目
承認第3号 隠岐航路フェリー「おき」の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の専決処分について

- 議第 37 号 隠岐広域連合公の施設の指定管理者の制定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船）
- 議第 38 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 39 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 40 号 隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 41 号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）
- 議第 42 号 令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 43 号 令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 44 号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 13. 選挙の経過 なし
- 14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
- 15. 常任委員の選任 なし
- 16. 議会運営委員の選任
委員長 萬 康 副委員長 小 島 正 春
- 17. 傍聴者 1 名

議事の経過

○議長（平田 文夫）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第 1 回議会臨時会が招集されたところであります。

議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

本臨時会には、承認案件 1 件、公の施設の指定管理者の指定 1 件、条例の一部改正案件 3 件、補正予算案件 4 件を含めた 9 案件の上程が予定されております。

議員各位には慎重審議をいただき、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願いいたし開会のご挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和元年第1回 隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

(開会宣告 9時1分)

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時1分)

本日議員の出席は、全員出席であります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、8番・「遠藤義光」議員、9番・「石田茂春」議員を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日12月23日の1日間にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日12月23日の1日間と決定いたしました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

令和元年第3回定例会以降の議会に関する会議等はお手元に配付した資料のとおりでございます。

主なるものをご報告申し上げます。

はじめに、当広域連合への行政視察につきましては、青森県大間町議会が11月8日に来島されました。

視察内容は「離島航路公設民営の現状について」でございました。執行部のご協力により無事対応をすることが出来ました。

次に、当広域連合議会の行政視察につきましては、去る11月13日から15日に私と医療介護常任委員会委員6名、隠岐病院副院長及び議会事務局長の9名で、島根県邑南町の公立邑智病院へ「へき地医療及び地域連携に係る行政視察」を行いました。

また、11月22日には議会運営委員会の遠藤義光委員長より、一身上の都合により委員長の辞任願が提出され、萬副委員長においてこれを受理しました。これを受け、

本日、議会運営委員会を開催し、遠藤委員長の辞任が許可されました。速やかに選挙が行われ、新たに委員長に「萬 康」議員、副委員長に「小島正春」議員が互選されましたので報告いたします。

その他につきましては、**別紙 1** 諸般の報告書をご覧ください。

日程第4 「議案上程」の件を議題といたします。

承認第3号 隠岐航路フェリー「おき」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について から、議第44号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第3号）までの9案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました9案件につきまして提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長・番外」の挙手あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

おはようございます。

令和元年第1回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中、第1回議会臨時会を招集させていただきましたが、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

寒さが一段と増して参りましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、島根県、隠岐4町村の12月議会も終わり、いよいよ新しい年を迎えに行く時期になって参りました。

新しい年を迎えましても、隠岐広域連合の発展、また隠岐島民の皆様方が安心して暮らせるよう、医療、航路、防災、更には保健福祉等々の充実強化に努めて参る所存でございます。

議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出させていただきました、承認第3号「隠岐航路フェリー「おき」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」から議第44号「令和元年度消防事業特別会計補正予算（第3号）」までの9件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページから3ページをお願いいたします。

承認第3号 「隠岐航路フェリー「おき」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

令和元年10月1日からの消費増税に伴うフェリー「おき」に係る利用料金の変更

について、令和元年 9 月 17 日に隠岐汽船株式会社より変更申請書が提出され、変更申請内容を精査したところ、貨物航送料金の一部に当該条例で規定した設定額を超えた料金設定となっていたため、基準額を見直す必要が生じ条例を改めるものでございます。

令和元年 10 月 1 日の消費増税までに条例改正する必要があることから施行日は令和元年 9 月 17 日とさせていただきます、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次に議案書 4 ページをお願いいたします。

議第 37 号 「隠岐広域連合公の施設の指定管理者の指定について」 ご説明申し上げます。

隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船の運航につきましては、隠岐広域連合公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定に基づき、指定管理者を隠岐汽船株式会社に指定いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

指定期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。

次に議案書 5 ページをお願いいたします。

議第 38 号 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」 についてご説明申し上げます。

国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、一般職の任期付職員の給料表及び期末手当の支給率を国に準じて一部改正するものであります。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に議案書 6 ページから 25 ページをお願いいたします。

議第 39 号 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 についてご説明申し上げます。

令和元年度の国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、国に準じて月例給を平均で 0.1%引き上げ、勤勉手当の支給率及び住居手当額を一部改正し、併せて「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)に係る失職の規定を削除するものであります。

施行日は、公布の日から施行し、月例給及び勤勉手当支給率に関する改正は平成 31 年 4 月 1 日から適用するものであり、期末手当、勤勉手当の支給割合の配分及び住居手当に関する改正の施行日は令和 2 年 4 月 1 日とするものであります。

次に議案書 26 ページから 38 ページをお願いいたします。

議第 40 号 「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

令和元年度の国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されましたので、国に準じて会計年度任用職員の給料表を一部改正し、併せて「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)に係る失職の規定を削除するものであります。

施行日は、公布の日から施行し、給料表に関する改正は令和2年4月1日とするものであります。

次に議案書39ページから40ページをお願いいたします。

議第41号 「令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、国の給与改定等に伴う人件費を44万8千円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ44万8千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億6,750万5千円とするものであります。

次に議案書41ページから42ページをお願いいたします。

議第42号 「令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、国の給与改定等に伴う人件費を16万9千円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ16万9千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ33億9,355万1千円とするものであります。

次に議案書43ページをお願いいたします。

議第43号 「令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出で病院事業費用を増額するもので、第1項の医業費用は、国の給与改定等に伴う給与費を648万1千円増額するものであります。

補正予算第3条は、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、補正予算第2条と同様に給与費を増額するものであります。

次に議案書44ページから45ページをお願いいたします。

議第44号 「令和元年度 消防事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、国の給与改定等に伴う人件費を422万4千円増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ422万4千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億4,745万9千円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきますが、必要に応じ所属長及び担当課長から詳細説明をさせますので、何卒慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田 文夫）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 これより「質疑」を行います。

承認第3号 隠岐航路フェリー「おき」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津事務局長

○番外（野津事務局長）

資料2 議案に関する参考資料 1ページをお開き下さい。

令和元年9月17日に隠岐汽船株式会社より消費増税に伴いますフェリー「おき」に係る利用料金の変更申請書が提出されました。当該条例との整合性を確認いたしましたところ、島前各港間の貨物航送料金の一部につきまして規定している設定率を超えた利用料金の設定となっております。令和元年10月1日からの利用料金を承認するため条例改正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行わせていただいたものでございます。

条例改正の概要、要点ですが、同資料の2ページから5ページの新旧対照表を見ていただきたいと思っています。

3ページ 別表第5 (3)号 島前各港間の表を加え、区分・重量毎に規定をしています。これまでは4ページの改正前の備考の2項の文章で規定をしていましたが、表を使って改正をし、改正前の規定を削るものでございます。また、4ページ改正後の別表第6でございますが、先ほどと同様、島前各港間の規定を加え、改正前の規定を削っております。また、鮮魚、貝類、動物、車輛類の区分毎に現在の隠岐汽船株式会社の貨物航送料金に合わせて改正を行ったところでございます。

施行期日は令和元年9月17日でございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました承認第3号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○11 番(吉田 雅紀)

資料 2 1 ページの専決処分理由で、貨物航送料金の設定率を超えた料金設定とあるが別表は全部、額となっているが、なぜ率なのか。

○番外(野津事務局長)

このフェリー「おき」の管理に関する条例ですが、基本的に基準額をこの条例に載せており、この表に基準額を載せていますが、それには0.8から1.2を乗じた額と言うことで、基準額を定めて幅を持たせている設定をしていますので、基準額、設定率という表現をさせていただいたところでございます。

○議長(平田 文夫)

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

以上で承認第3号の質疑を終わります。

次に**議第37号 隠岐広域連合公の施設の指定管理者の指定について(隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船)** 質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 野津事務局長

○番外(野津事務局長)

資料2 議案に関する参考資料 6 ページをお開き下さい。

- 1 施設の名称は、フェリー「おき」及び超高速船「レインボージェット」でございます。
- 2 指定管理期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日の4年間でございます。
- 3 指定管理者候補者は、隠岐汽船株式会社を選定いたしました。
- 4 指定管理者候補者の概要は、隠岐の島町に本社を置き、主に海運業を営む法人。
- 5 候補者の選定方法は、公募によらないもの、非公募といたしました。非公募の理由は、(1)～(5)のとおりでございます。
- 6 選定の経過については、(1)～(3)のとおりでございます。選定委員会を令和元年11月29日に開催しております。
- 7 選定の方法は(1)～(4)のとおりです。選定委員会の委員長は、島根大学法文学部人文社会科学研究所の飯野公央準教授、副委員長には隠岐の島町の佐々木地域振興課長にお願いし、選定基準61点以上で候補者選定を行ったところでございます。
- 8 委員による評価の概要は、総合評価点61.5点であり、隠岐汽船株式会社を指定管理者候補者に選定をいたしました。
- 9 評価の総評は、これまでの施設の管理、運営実績また安全運航を第一とした人員配置体制、緊急時の対応、施設の維持管理等の取組提案等十分に評価するとして一方、今回の提案は魅力的な利用促進、利便性向上に係る取組が少なく、更なる工夫が望まれること、また、隠岐島の人口減少や公共事業の削減等により隠岐汽

船株式会社経営環境は厳しくなることが想定されるため、関係機関が連携を図りフォロー体制、仕組みづくりを行い、隠岐航路の安定的な確保・維持に繋げていくことを要望するといった総評となったところでございます。

9 ページは選定委員会委員 8 名の評価をまとめたものでございます。ご確認をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第 37 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○8 番（遠藤 義光）

総合評価の 61.5 点は、100 分の 61.5 点で、61 点以上 80 点までが「優れている」という評価ですが、一般的に見ればかろうじて優れている。今後の 4 年間の内に優れているという 61.5 点から更に向上するという期待はどの程度しているかお聞きしたい。

○番外（野津事務局長）

先ほど評価の総評でも触れたところですが、今回隠岐汽船株式会社様のご提案は、魅力的な利用促進であったり、サービス向上の点が今回は非常に少なかったというのが総評でございました。

一方で燃料の SO_x 規制（硫黄酸化物規制）で燃料費が上がるような状況になっていきますので、隠岐汽船株式会社の経営環境としては今後厳しくなるという見方もしております。隠岐汽船株式会社としてはまず安全運航、現状をいかに効率よく続けていくかという提案でございまして、魅力的なサービスの向上をする点がなかったということで、ギリギリの評価になったと思っております。

今後 ICT の利活用であったり、行政側が隠岐汽船に求めているサービスを更に踏み込んでやっていただけるように協議を今後して行きたいと思っておりますので、隠岐汽船さんには是非頑張ってくださいと思っていますところでございます。

○8 番（遠藤 義光）

随分理想の高いところで評価を上げようという努力を掲げているみたいですが、私以前から申し上げておりますが、お金のかからないサービス向上、そしてポイントが上がっていくということは非常に可能だと日頃感じています。接客サービスのところで客室への交通整理が出来ていない。そういう意識が出来ていないと感じます。今回の条例改正とは関係ないかもしれませんが、今後の改善の取組は社員のみなさんのサービス向上への意識向上、お金のかからない心のサービス、おもてなし、荷物を持って初めて隠岐島内に来られる方達が、まさしくファーストクラス並みに並んでいるお客さんの間に入っていけなくて、うろたえているような姿をよく見ますが、そこで客室乗務員がうまく交通整理が出来ないでいる場面を多く見かけますので、この評価を上げるのは最新技術の導入とかは勿論でしょうけれど、もっと足元から見て小さな出来ることからやっていただけるようなことを今後協議して指導していただきたいのを要望して終わります。

○議長（平田 文夫）

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 37 号の質疑を終わります。

次に**議第 38 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 川崎副広域連合長

○番外 (川崎副広域連合長)

資料 2 議案に関する参考資料 10 ページをお開き下さい。

この条例の概要を説明いたします。

この条例は各法律に基づきまして、「高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合や能率的運営を確保するために必要であるときは、任期を定めて採用することができる。」というような条例でございます。

このたび条例改正する背景についてご説明いたします。

この条例は平成 19 年度に外部から定年を迎えた医師を院長として招聘するにあたり、当時の条例では対応できなかったことにより平成 18 年度に制定したものでございます。当時の医師の定年が 65 歳であり、現在は 70 歳に引き上げられておりますが、当時 65 歳を過ぎた医師の招聘に関しては対応する条例がなかったということでございます。

また給料表につきましても、国の法律を参考に独自で定めたものであり、現在は実態に合わないものとなっております。また、一方隠岐病院では本年 6 月 3 日の議会全員協議会で報告いたしました。院長、副院長も 65 歳以上となっております。間もなく定年に達することから特に事務職員のサポートを当面強化して行かなくてはならない状況となっております。現在の副院長、齋藤副院長のことですが、齋藤副院長をこの条例に基づきまして引き続き副院長として採用して、リスクマネジメントや医師招聘等に関する内外関係病院との更なる調整が必要となっております。

以上の二点から今回この条例を改正したいというものでございます。

条例改正の要点ですが、平成 19 年度に制定された給料表については冒頭に申しましたように独自で定めたものであって、1 号給から 6 号給までありますが医師に対応するという非常に高い金額となっております。今回は 1 号給から 7 号給、これは国の法律に基づいて同様の金額を設定しており、国に併せた金額設定、階級設定といったところでございます。期末手当の支給割合につきましても国の法律に基づいて改正を行い、0.05 月分を増額したいと考えております。

施行日は令和 2 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第 38 号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 38 号の質疑を終わります。

次に**議第 39 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津事務局長

○番外（野津事務局長）

資料 2 議案に関する参考資料 14 ページをお開き下さい。

条例の概要、要点でございますが、国におきましては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を参考に給料表の改定を、平均改定率 0.1%引き上げを行ったところでございます。国同様に行政職給料表、医療職給料表、消防職給料表を改めるものでございます。

期末勤勉手当につきましても国は 0.05 月引き上げたところですので、国に準拠いたしまして当該条例の規定を改めるものでございます。

住居手当の改定につきましても、国同様手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ、手当額の上限を 1,000 円引き上げるものでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために、関係法律の整備に関する法律の施行によります地方公務員法の一部改正によりまして、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されましたので、地方公務員法第 16 条第 1 項に該当して失職した職員に係る条項を削除するものでございます。

施行日は、交付の日から施行し、給料表を改める規定、令和元年度 12 月期の勤勉手当を 0.05 月引き上げる規定は平成 31 年 4 月 1 日に適用、期末・勤勉手当の令和 2 年度以降の 6 月期、12 月期に分けて配分する規定及び住居手当に係る改正につきましては令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第 39 号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

○10 番（古濱 正之）

以前に隠岐島前病院と隠岐病院の格差是正を何年かけてやるようなことを過去に聞いていましたが、現在は隠岐島前病院と隠岐病院の格差は是正されておりますか。

○番外（野津事務局長）

結論から言いますと是正されてございません。

現在隠岐広域連合と島前町村組合の運用につきましては、地方公共団体が別々ですので、各公共団体の議会等でお示しをしております条例であったりというところで規定をしております。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 39 号の質疑を終わります。

次に**議第 40 号 隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津事務局長

○番外（野津事務局長）

資料 2 議案に関する参考資料 38 ページをお開き下さい。

条例の概要、要点でございますが、先ほど給与条例の改正案をご説明いたしました。が、同様に国の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を参考に給料表を改定するものでございます。行政職の給料表、医療職の給料表を改めるものでございます。

期末手当等の条文改正でございますが、先ほどの給与条例の改正案と同様に成年被後見人等の権利の関係法律の整備に関する法律に伴い、地方公務員法の一部改正に伴います成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴いましてこの規定を改めるものでございます。

施行期日ですが、交付の日から施行し、給料表を改める規定につきましては令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第 40 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○10 番（古濱 正之）

現在広域連合の任用職員は何人くらいいますか。

○番外（野津事務局長）

会計年度任用職員は令和 2 年 4 月 1 日からとなっていて現在はいませんが、現在職員組合交渉を行ってございまして、どの職種を会計年度で雇用するかを協議をしておりますが、隠岐病院につきましては今の臨時職員はほぼ会計年度任用職員で雇いたいと考えております。ただし、フルタイムとパートタイムの二つに区分するとなっておりますので、ここは協議がまだ整っておらず、人数のところは公表出来る段階にございません。

○11 番（吉田 雅紀）

会計年度任用職員の期末手当の支給割合がでていないが、国の同行も踏まえてどの

ように考えているか。

○番外（野津事務局長）

現在国と同様でして、条件を満たした会計年度任用職員のみさんには年間 2.6 月を考慮しております。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 40 号の質疑を終わります。

次に**議第 41 号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）**について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津事務局長

○番外（野津事務局長）

資料 1 予算に関する説明書 4 ページをお開き下さい。

歳出ですが、給与条例の改正等に伴いまして各目の一般管理費、超高速船・フェリー管理費、仁万の里管理費の人件費を増額補正するものであり、歳出補正額の合計 448 千円を増額するものでございます。

歳入については 2 ページから 3 ページをご覧ください。

各項目において構成団体負担金をお願いするものでございます。また 7 款・諸収入につきまして仁万の里派遣職員人件費に係る博愛分の負担金の増額をお願いし、歳入補正額合計 448 千円を増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第 41 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○9 番（石田 茂春）

小さいことですが資料 2 55 ページで表の合計欄に数字が入っていないがこれはどういうことか。

○番外（野津事務局長）

単なるミスです。申し訳ありません。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 41 号の質疑を終わります。

次に**議第 42 号 令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）**について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 藤野介護保険課長

○番外(藤野介護保険課長)

資料1 予算に関する説明書 12 ページ、13 ページをお開き下さい。

一般会計と同様に人件費の補正でございます。

歳出で総務管理費の一般管理費が169千円の補正でございます。給料、職員手当等、負担金補助及び交付金につきましては、国の給与改定等に伴う増でそれぞれの額を増額いたします。共済費につきましては、国の給与改定等で増額になったものと標準報酬の月額改定に伴う減との差引で2万円の減額となっております。

歳入については、分担金及び負担金が169千円の増額で、町村毎の内訳は説明欄のとおりでございます。

歳入・歳出共に169千円を増額し補正後の予算額を33億9,355万1千円とするものでございます。

○議長(平田 文夫)

ただいま説明のありました議第42号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第42号の質疑を終わります。

次に**議第43号 令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)**について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 齋賀隠岐病院総務課長

○番外(齋賀隠岐病院総務課長)

資料1 予算に関する説明書 21 ページをお開き下さい。

病院事業費用の医業費用、給与費において6,481千円補正するものであります。他会計同様給与改定に伴い、給料、手当、法定福利費、退職給与費をそれぞれ増額させていただくものでございます。

資料2 議案に関する参考資料 59 ページをお開き下さい。

補正予算にございませんが、資本的支出の建設改良費におきまして一部機器の更新、修繕等を行うものでございます。

まず空調の設備の更新でございます。

新病院建設の際に整備いたしました空調設備について9月29日に手術室の空調が停止しました。原因は基盤不良ということで早急に対応が必要な状況で現在運転はしておりますが、停電等になり自家発電に切り替わった際にこの空調が強制的に停止をしてしまう状態になっております。操作盤から操作不能になってしまうので、また手術室の空調ですので早急に更新をしたいと考えております。停止はしますが直接操作

をすることで再稼働しますが、自動的に停止をしてしまいますので、稼働させるまでの時間停止をした状態が続いてしまう状態です。事業費は1,953千円でございます。

60 ページをお開き下さい。

こちらは新病院開院（H25）の際屋上に整備したヘリポートでございます。

このヘリポートには境界誘導灯がついており、この内の1灯が点灯不良となっております。これはヘリコプターの到着に必要なものでございますので更新を行いたいと思っておりますが、防災航空隊等に確認をしたところ、「現時点で1灯ついていないことで運航に大きな影響はないが早急に更新をしていただきたい。」という回答をいただいております。事業費は495千円でございます。

61 ページをお開き下さい。

エックス線透視装置ですが、大腸カメラ等で使用するもので、新病院開院時（H25）に整備をしたものですが、この機器のフラットパネル、信号を送受信するものですが、これが12月4日の始業点検時に液晶画像の一部にノイズが見られ、この部分には信号が送られないので、現在は患者さんにノイズの部分を避けていただき使用している状況です。事業費は5,500千円でございます。

それぞれの整備費の合計が7,948千円かかります。これらにつきましては予算計上しております建設改良費の中で喫煙室の設置の中止による予算、これまで執行しました医療機器購入に係る入札等の予算が不用額として9,000千円余がありますのでこれを使用させていただいて対応したいと考えております。

これらの不用額の整理、先ほどの給与費の補正予算の構成団体等の負担金につきましては2月議会で整理をして提出させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第43号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○4番（石橋 雄一）

空調設備の予算ですが、事業費195万円でございますが、基盤整備のみの金額ですか。

○番外（齋賀隠岐病院総務課長）

基盤の交換費用でございます。

○4番（石橋 雄一）

耐用年数7年を経過したとのことですが、他の設備についても耐用年数を迎えていると思うが、その更新の考え方は何かありますか。

○番外（齋賀隠岐病院総務課長）

昨年度業者の方から病院の各設備について更新の時期が来であろうと協議をしており、今後隠岐病院の中期財政計画の中では約3年～5年くらいかけて計画的に更新をしていきたいと考えておりますが、未だ詳細のスケジュール等については立っていませんが再来年くらいから整備をしていきたいと考えています。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

以上で議第 43 号の質疑を終わります。

次に**議第 44 号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 3 号）**について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 田中井消防総務課長

○番外（田中井消防総務課長）

資料 1 予算に関する説明書 29 ページをお開き下さい。

補正予算につきましては、他の会計同様国の給与改定に伴う人件費の補正増額でございます。

歳出については、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金をそれぞれ増額し、補正額合計が 4,224 千円となります。

歳入につきましては構成町村負担金を増額いたします。負担金につきましては説明欄の表のとおりでございます。

資料 2 議案に関する参考資料 63 ページをお開き下さい。

事業報告ですが、今年度購入を予定しておりました無人航空機（ドローン）についてでございます。

当初予定をしておりました機種が米国の圧力によりまして購入が出来なくなりました。予算内で別の機種の購入を検討して参りましたが、災害現場で活用する機種が選定出来なかったことから今年度購入を予定しておりましたドローンは来年度へ見送ることとしたいと思っております。

また、ドローン関係の予算につきましては、2 月議会定例会におきまして補正対応を予定しております。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第 44 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○4 番（石橋 雄一）

ドローンのところで米国の圧力とありましたが、どのような内容ですか。

○番外（田中井消防総務課長）

はっきりとした原因はわかっておりませんが、購入を予定しておりました機種が中国製ということで、全世界に購入されたということで米軍がセキュリティ上の懸念から消費者向けに圧力をかけて販売中止されたようでございます。

○議長（平田 文夫）

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 44 号の質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

日程第 6 これより「討論」を行います。

承認第 3 号 隠岐航路フェリー「おき」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてから

議第 44 号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 3 号）までの 9 案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
以上で「討論」を終ります。

日程第 7. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

承認第 3 号 隠岐航路フェリー「おき」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 承認第 3 号につきましては、原案のとおり「可決」されました。

次に議第 37 号 隠岐広域連合公の施設の指定管理者の指定について（隠岐航路フェリー「おき」及び超高速船）について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第 37 号につきましては、原案のとおり「可決」されました。

次に議第 38 号 一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてから議第 40 号 隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 3 案件について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第 38 号から議第 40 号までの 3 案件につきましては、原案のとおり「可決」されました。

次に議第 41 号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 3 号）から議第 44 号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第 3 号）までの 4 案件を一括して採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立「全員」であります。

よって 議第 41 号から議第 44 号までの 4 案件につきましては、原案のとおり「可決」されました。

以上で採決を終わります。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。
会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 10 時 5 分）

（「議長 番外」の挙手あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、専決処分案 1 件、公の施設の指定管理者の指定案 1 件、条例改正案 3 件及び令和元年度各会計補正予算案 4 件の合計 9 議案を上程させていただきましたが、原案どおり可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

議員各位におかれましては、ご健勝にて、ご家族の皆様、地域の皆様、おそろいの上、穏やかな新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げ、閉会の御礼のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（平田 文夫）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことにつきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本年も残すところ後わずかとなりました。議員各位、執行部の皆様におかれまして

は、健康に十分留意され、つつがなく新年を迎えますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつと致します。

令和元年第1回 隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 10時8分)